

令和7年度 目黒区立高齢福祉施設
指定管理者運営評価結果について

令和8年7月

健康福祉部高齢福祉課

目 次

1 特別養護老人ホーム中目黒	P2
2 特別養護老人ホーム東が丘	P8
3 東が丘在宅ケア多機能センター.....	P14
4 特別養護老人ホーム東山	P21
5 東山在宅ケア多機能センター	P27
6 高齢者センター	P34
7 田道在宅ケア多機能センター	P41
健康福祉部指定管理者運営評価委員会(別表)	P48

1 特別養護老人ホーム中目黒指定管理者運営評価結果について

- 1 施設名 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒・短期入所生活介護
目黒区中目黒5丁目7番35号
- 2 指定管理者 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
目黒区上目黒2丁目19番15号
代表者 理事長 鈴木 勝
- 3 指定期間及び運営評価の対象期間
指定期間 平成31年4月1日から令和11年3月31日まで（10年間）
評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業報告書の概要

6・7ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額の推移 （単位：円）

項 目	5 年度	6 年度	7 年度	備考
歳 出	64,436,847	57,737,316	62,014,431	指定管理料
	8,865,461	7,428,214	10,624,906	本部補助金
合 計	73,302,308	65,165,530	72,639,337	

7 総合評価基準

評価結果	説 明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

(1) 介護老人福祉施設

自己評価	65点：必要な水準に達している
------	-----------------

(2) 短期入所生活介護

自己評価	63点：必要な水準に達している
------	-----------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100 点満点換算点）

(1) 介護老人福祉施設

総合評価	66 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

(2) 短期入所生活介護

総合評価	63 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

10 評価結果内訳

(1) 介護老人福祉施設

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	19
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	20
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	16
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	19
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	20
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	20
合計		400	264
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		66 点	

所 見	【評価できる点について】 ○昨年度から再開した近隣保育園との交流において、新たな保育園とも交流を始め、交流の機会を増やすことができた。行事ボランティアや演奏、朗読等のボランティアも増え、特に「アロマハンドマッサージ」が利用者に好評。区の新規事業である有償ボランティアマッチング支援事業「スケッター」を活用し、施設内の車椅子清掃を依頼したことにより、地域住民との新たな繋がりをもつことができた。 ○介護士の欠員分は「単発採用（派遣）」に頼っていたが、当日キャンセルなどの課題も多かった。令和7年度から法人全体で外国人介護士の採用を始めたことにより、安定的な人材確保に繋がった。 ○アンケート調査の結果、「大変満足」又は「満足」が利用者90%、利用者家族100%であった。特に「日常生活で必要な介助を受けているか」「職員の接遇・態度は適切か」は全員が「はい」と回答。「施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか」「利用者の気持ちを尊重した対応がされているか」は90%の方が「はい」と回答しており、利用者・利用者家族の施設に対する満足度が高いと言える。 【更なる向上を求める点について】 ○転倒による骨折事故や介助中の転落事故等が年間2件発生していることから、引き続き、リスクマネジメント研修等により、施設全体で再発防止への取組みを強化していく必要がある。
-----	--

(2) 短期入所生活介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経 営 能 力に關す る事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	16
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施 に關する 事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15

	10 利用者サービスは適切にされているか	25	15
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	16
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管 理 運 営 に関す る 事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	19
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	21
合 計		400	252
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		63 点	

所 見	【評価できる点について】 ○緊急性の高い利用者を積極的に受け入れることにより、結果として利用率 100%を達成したことは高く評価される。 ○東が丘・東山とは異なり、緊急ショートステイ枠はないものの、区やケアマネジャーからの要請で他の民間特養では受入れが困難なケースでも積極的な受入れを行った（延べ7件125日）。また、ショートステイ5床という比較的小規模な施設だが、特別養護老人ホームの空床利用も積極的に行い、年間を通じて利用率100%を維持することができた。 【更なる向上を求める点について】 ○転倒による骨折事故が年間2件発生していることから、引き続き、リスクマネジメント研修等により、施設全体で再発防止への取組みを強化していく必要がある。
-----	---

別紙

特別養護老人ホーム中目黒事業報告書(概要)

1 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム中目黒
所在地	目黒区中目黒5丁目7番35号
施設	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護
事業内容 (条例の規定)	1 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス 2 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護 3 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 4 特別養護老人ホームは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護することができる。

2 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
所在地	目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館7階
代表者	理事長 鈴木 勝
指定期間	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで(10年間)
受任業務	1 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスの提供に関する業務 2 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の提供に関する業務 3 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の提供に関する業務 4 老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護する義務 5 特別養護老人ホームの施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務 6 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

3 管理業務の実施状況(事業・行事等の実施状況、施設の利用状況、施設管理の状況など)

(1) 特別養護老人ホーム入退所者数

項目	入所	退所
5年度	28	22(18)
6年度	19	16(12)
7年度	19	21(19)

注) ()内は死亡退所者数で内数

(2) ショートステイ床の利用状況（空床利用分を除く。）定員 5 人

項 目	延利用床数	利用率
5年度	1, 826	99. 8%
6年度	1, 796	98. 4%
7年度	1, 825	100%

(3) ショートステイ床の利用状況（空床利用分）

項 目	延利用床数
5年度	273
6年度	460
7年度	642

4 管理経費収支状況（指定管理者の収支決算の状況）

（単位：円）

項 目	7年度	備考
収入額①	367, 124, 264	介護報酬・委託料等
支出額②	345, 856, 060	人件費・事務費・事業費等
差引(①－②)	21, 268, 204	

以 上

2 特別養護老人ホーム東が丘指定管理者運営評価結果について

- 1 施設名 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘・短期入所生活介護
目黒区東が丘1丁目6番4号
- 2 指定管理者 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
目黒区上目黒2丁目19番15号
代表者 理事長 鈴木 勝
- 3 指定期間及び運営評価の対象期間
指定期間 平成31年4月1日から令和11年3月31日まで（10年間）
評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業報告書の概要

12・13ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額の推移

（単位：円）

項目	5年度	6年度	7年度	備考
歳出	74,665,583	76,077,299	73,295,252	指定管理料
	16,056,205	13,285,075	17,774,475	本部補助金
合計	90,721,788	89,362,374	91,069,727	

7 総合評価基準

評価結果	説明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

(1) 介護老人福祉施設

自己評価	64点：必要な水準に達している
------	-----------------

(2) 短期入所生活介護

自己評価	64点：必要な水準に達している
------	-----------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100 点満点換算点）

(1) 介護老人福祉施設

総合評価	64 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

(2) 短期入所生活介護

総合評価	63 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

10 評価内訳及び所見

(1) 介護老人福祉施設

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	17
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	20
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	18
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	16
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	16
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	18
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	16
合計		400	256
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		64 点	

所 見	【評価できる点について】 ○課題となっていたボランティアについて、めぐろボランティア・区民活動センターと連携し、お話しボランティア、裁縫ボランティア、清掃ボランティア等、個別の生活ボランティアの受入れを再開した。 ○入浴は本人の状況に合わせて、一般浴・リフト浴・機械浴があり、利用者のペースで入れるよう時間帯や曜日を調整している。菖蒲湯や柚子湯のような季節の行事湯以外にも入浴剤や香りの良いボディソープを使用して、入浴を楽しめるような工夫をした。また、終末期の利用者も体調に問題がなければ看護師と連携して入浴した。 【更なる向上を求める点について】 ○全ての利用者家族向けに施設での様子を伝える「ひがしがおか通信」の発行が滞っていた。利用者家族にとっても施設の周知活動においても重要な媒体となるため、今後は発行スケジュール等の管理を徹底し、定期的な発行に努める必要がある。
-----	---

(2) 短期入所生活介護

評 価 項 目		配点	総合評価
I 経 営 能 力 に 関 する 事 項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
II サ ー ビ ス の 実 施 に 関 する 事 項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	17
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	20
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15

	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管 理 運 営 に 関 する 事 項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	18
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	15
合 計		400	250
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		63 点	

所 見	【評価できる点について】 ○利用者の心と身体の健康を維持するために、入浴時や栄養管理などに特に留意しての支援を心がけている。 ○自宅の生活パターンにあわせて、喫食時間の調整や介助方法を工夫し、自宅で定期的に摂取している乳製品・お菓子・アルコール等の希望があれば持参してもらい、提供することで食事を楽しめる工夫をした。また、夜遅めに入眠する利用者には、安全に過ごせるよう職員の配置状況を変更して対応した。 ○入浴・排泄介助の場面において、同性介助希望者に対してはほぼ希望どおり、完全同性介助を行った。 【更なる向上を求める点について】 ○個室希望者や新しい施設への需要が高いなど、さまざまな要因で利用率が目標値の100%に達しなかった。今後、空き状況の連絡方法の工夫や設備面を含めた対応を検討し、利用率向上を図る必要がある。
-----	---

特別養護老人ホーム東が丘事業報告書(概要)

1 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム東が丘
所在地	目黒区東が丘1丁目6番4号
施設	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護
事業内容 (条例の規定)	1 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス 2 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護 3 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 4 特別養護老人ホームは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護することができる。

2 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
所在地	目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館7階
代表者	理事長 鈴木 勝
指定期間	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで(10年間)
受任業務	1 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスの提供に関する業務 2 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の提供に関する業務 3 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の提供に関する業務 4 老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護する義務 5 特別養護老人ホームの施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務 6 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

3 管理業務の実施状況(事業・行事等の実施状況、施設の利用状況、施設管理の状況など)

(1) 特別養護老人ホーム入退所者数

項目	入所	退所
5年度	26	28(20)
6年度	30	28(19)
7年度	26	29(22)

注) ()内は死亡退所者数で内数

(2) ショートステイ床の利用状況

(緊急ショートステイ床・空床利用分を除く)

定員 9 人

項 目	延利用床数	利用率
5年度	3, 240	98. 4%
6年度	3, 151	95. 9%
7年度	3, 145	95. 7%

(3) 緊急ショートステイ床の利用状況 定員 1 人

項 目	延利用床数	利用率
5年度	252	68. 9%
6年度	253	69. 3%
7年度	180	49. 3%

(4) ショートステイ床の利用状況 (空床利用分)

項 目	延利用床数
5年度	324
6年度	196
7年度	45

4 管理経費収支状況 (指定管理者の収支決算の状況)

(単位 : 円)

項 目	7年度	備考
収入額①	601, 383, 832	介護報酬・委託料等
支出額②	590, 952, 082	人件費・事務費・事業費等
差引 (①－②)	10, 431, 750	

以 上

3 東が丘在宅ケア多機能センター指定管理者運営評価結果について

1 施設名 目黒区立東が丘在宅ケア多機能センター
目黒区東が丘1丁目6番4号

2 指定管理者 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
目黒区上目黒2丁目19番15号
代表者 理事長 鈴木 勝

3 指定期間及び運営評価の対象期間

指定期間 平成31年4月1日から令和11年3月31日（10年間）

評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業報告書の概要

18～20ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額 （単位：円）

項目	5年度	6年度	7年度	備考
歳 出	0	0	6,600,000	指定管理料
	7,752,887	5,856,861	6,808,279	本部補助金
合 計	7,752,887	5,856,861	13,408,279	

7 総合評価基準

評価結果	説 明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

(1) 小規模多機能型居宅介護

自己評価	62点 ： 必要な水準に達している
------	-------------------

(2) 認知症対応型通所介護

自己評価	63点 ： 必要な水準に達している
------	-------------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100 点満点換算点）

(1) 小規模多機能型居宅介護

総合評価	61 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

(2) 認知症対応型通所介護

総合評価	63 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

10 評価内訳及び所見

(1) 小規模多機能型居宅介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	14
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	18
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	20
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	15
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	13
合計		400	245
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		61 点	

所 見	【評価できる点について】 ○地域に開かれた施設となるための取組を積極的に実施している。 ○新規ボランティアの受入れにより、特技ボランティアが増え、定期的な活動に結びついた（ギター・マンドリン演奏グループ（数か月に一度）、コーラス（月に一度）、手話ダンスなど）。 ○利用者による昼食の盛り付け作業を再開した。また、調理レクリエーションを毎月実施するなど、利用者に家庭的な活動を提供して役割によるモチベーション向上などに繋げた。 ○昨年度同様、地域行事（東根住区祭り、アジサイ祭り、盆踊りなど）にも利用者と職員で積極的に参加した。また、町会主催の防災訓練にも初めて参加した。 【更なる向上を求める点について】 ○登録率については5年度まで70%超を維持していたが、6年度以降、低迷している（6年度：61.8%、7年度：54.5%）。登録率低迷の要因分析を行うとともに、事業所の認知度向上の活動や関係機関への働きかけの工夫など、改善策を講じる必要がある。
-----	---

(2) 認知症対応型通所介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経 営 能 力 に 関 する 事 項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サ ー ビ ス の 実 施 に 関 する 事 項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	20
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	17
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15

	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管 理 運 営 に 関 する 事 項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	15
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	18
合 計		400	250
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		63 点	

所 見	【評価できる点について】 ○緊急対応が必要なケースの受入れなど区立施設としての役割を十分に果たしている。 ○定期的な特技ボランティアによる活動を再開することで、職員が普段行えないレクリエーションや活動（音楽療法の先生による、楽器を触ったり、リズムに合わせて歌うなど）を利用者に提供した。 ○他のデイサービスでの利用が困難な方（動きが多い、認知症状が重度、集団生活が難しいなど）を受入れ、落ち着いて過ごせるように個別対応し、支援した。 ○入浴希望者が多く、希望に沿えない状況もあったが、急遽空きが生じた場合はスポット利用として入浴できるように調整した。 【更なる向上を求める点について】 ○地域イベントに利用者が参加する機会がもてなかったため、今後は利用者の状況や希望なども勘案しながら、地域イベントへの参加の機会を作っていくことが必要である。また、地域イベントへの参加の機会を多くもつことにより、事業所の認知度を高め、利用率向上にも繋げていくことが望まれる。
-----	--

東が丘在宅ケア多機能センター事業報告書(概要)

1 施設の概要

施設名	目黒区立東が丘在宅ケア多機能センター
所在地	目黒区東が丘1丁目6番4号
事業内容 (条例の規定)	1 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護 2 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護 3 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 4 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 5 在宅ケア多機能センターは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護することができる。

2 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
所在地	目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館7階
代表者	理事長 鈴木 勝
指定期間	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで(10年間)
受任業務	1 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護の提供に関する業務 2 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務 3 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務 4 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務 5 老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護する業務 6 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務 7 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

3 管理業務の実施状況

(1) 小規模多機能型居宅介護（定員 29 人）

項目	開所日数	月平均契約者数
5 年度	3 6 6	2 4. 1
6 年度	3 6 5	1 9. 3
7 年度	3 6 5	1 6. 5

ア 通いサービス（定員：1 日につき 18 人）

項目	延利用者数	1 日平均利用者数	利用率
5 年度	4, 3 7 6	1 2. 0	6 6. 7 %
6 年度	3, 6 7 3	1 0. 1	5 6. 1 %
7 年度	3, 4 6 4	9. 5	5 2. 8 %

イ 宿泊サービス（定員：1 日につき 7 人）

項目	延利用床数	延利用可能床数	利用率
5 年度	1, 6 7 6	2, 5 6 2	6 5. 7 %
6 年度	1, 6 9 7	2, 5 5 5	6 5. 7 %
7 年度	1, 8 7 5	2, 5 5 5	7 2. 9 %

ウ 訪問（随時）

項目	利用者数	延利用者数
5 年度	9 8	6 2 1
6 年度	6 8	5 8 9
7 年度	7 9	9 0 9

(2) 認知症対応型通所介護（定員 12 人）

項目	開所日数	月平均契約者数	延利用者数	1 日平均利用者数
5 年度	3 6 6	2 5. 6	2, 8 8 7	7. 9
6 年度	3 6 5	2 3. 8	2, 3 7 4	6. 5
7 年度	3 6 5	2 4. 8	2, 5 0 8	6. 9

※ 東が丘在宅ケア多機能センターは、東が丘高齢者在宅サービスセンターを転用し、平成 30 年 3 月に開設した。

4 管理経費収支状況（指定管理者の収支決算の状況）

(1) 小規模多機能型居宅介護

（単位：円）

項 目	7 年度	備考
収入額①	65,848,955	介護報酬・利用料等
支出額②	79,396,265	人件費・事務費・事業費等
差引（①－②）	△ 13,547,310	

(2) 認知症対応型通所介護

（単位：円）

項 目	7 年度	備考
収入額①	44,092,586	介護報酬・利用料等
支出額②	47,895,215	人件費・事務費・事業費等
差引（①－②）	△ 3,802,629	

以 上

4 特別養護老人ホーム東山指定管理者運営評価結果について

- 1 施設名 目黒区立特別養護老人ホーム東山・短期入所生活介護
目黒区東山3丁目24番6号
- 2 指定管理者 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
目黒区上目黒2丁目19番15号
代表者 理事長 鈴木 勝
- 3 指定期間及び運営評価の対象期間
指定期間 平成31年4月1日から令和11年3月31日まで（10年間）
評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業報告書の概要

25・26ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額の推移 （単位：円）

項目	5年度	6年度	7年度	備考
歳 出	87,569,446	96,527,218	96,924,997	指定管理料
	20,471,369	17,113,462	23,686,767	本部補助金
合 計	108,040,815	113,640,680	120,611,764	

7 総合評価基準

評価結果	説 明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

(1) 介護老人福祉施設

自己評価	62点 ： 必要な水準に達している
------	-------------------

(2) 短期入所生活介護

自己評価	62点 ： 必要な水準に達している
------	-------------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100 点満点換算点）

(1) 介護老人福祉施設

総合評価	62 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

(2) 短期入所生活介護

総合評価	61 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

10 評価内訳及び所見

(1) 介護老人福祉施設

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	16
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	16
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	15
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	19
合計		400	246
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		62 点	

所 見	【評価できる点について】 ○地域に開かれた施設となるための取組を積極的に展開している。 ○地域交流サロンには、三宿病院の訪問看護師や包括支援センター、社会福祉協議会の方々の参加があり、地域の方の繋がりや情報発信の場として地域貢献した。 ○最重要課題である人材確保策については、法人全体で外国人介護士の採用（ミャンマー・ネパール・韓国）を行い一定数確保された。また、日本人との”感覚”の違いについては、外国人介護士を対象に個別研修を実施するなど工夫した。 ○身寄りのない方や胃ろうや人工透析など医療的ニーズのある方も積極的に受け入れた（人工透析、年間延べ4名）。 【更なる向上を求める点について】 ○利用率の向上を最重要課題として掲げ、空床期間を短くするために入所待機者男性3人・女性5人を目標したが、空床期間は縮まらず、入院者も多く、目標利用率に至らなかった。引き続き、利用率向上及び空床解消に向けた取組が必要である。
-----	--

(2) 短期入所生活介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	15
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15

Ⅲ 管 理 運 営 に関 する 事項	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	15
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	20
合 計		400	245
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		61 点	

所 見	【評価できる点について】 ○緊急性、急迫性の高いケースに対して、積極的な受入れを実施し、区立施設としての役割を十分果たしている。 ○空床がある場合、「基本的に断らない」方針として積極的な受入れを行った。例えば、「退院直後の方」「病院から入院を断られた方」「骨折された方」など、通常受け入れない方だが、在宅では生活が難しく、受入れを行った。また、「動きが多い方」で施設での受入れが困難に感じる場合でも「どうしても難しい時は帰宅してもらうこと」として対応した。体調不良時は基本的には受け入れないが、特段の事情がある場合は主治医に相談して個室対応するなど受け入れた。 ○アンケート回収率が大幅に向上（令和 5 年度 10%→令和 7 年度 54.3%）するとともに、好意的な内容が多かった。 【更なる向上を求める点について】 ○個室希望者や新しい施設への需要が高いなど、さまざまな要因で利用率が目標値の 100%に達しなかった。今後、空き状況の連絡方法の工夫や設備面を含めた対応を検討し、利用率向上を図る必要がある。
-----	---

別紙

特別養護老人ホーム東山事業報告書(概要)

1 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム東山
所在地	目黒区東山3丁目24番6号
施設	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護
事業内容 (条例の規定)	1 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス 2 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護 3 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 4 特別養護老人ホームは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護することができる。

2 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
所在地	目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館7階
代表者	理事長 鈴木 勝
指定期間	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで(10年間)
受任業務	1 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスの提供に関する業務 2 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の提供に関する業務 3 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の提供に関する業務 4 老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護する義務 5 特別養護老人ホームの施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務 6 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

3 管理業務の実施状況(事業・行事等の実施状況、施設の利用状況、施設管理の状況など)

(1) 特別養護老人ホーム入退所者数

項目	入所	退所
5年度	40	41(33)
6年度	41	43(33)
7年度	39	35(27)

注) ()内は死亡退所者数で内数

(2) ショートステイ床の利用状況

(緊急ショートステイ床・空床利用分を除く。)

定員 9 人

項 目	延利用床数	利用率
5 年度	3, 223	97. 8%
6 年度	3, 162	96. 3%
7年度	3, 169	96. 5%

(3) 緊急ショートステイ床の利用状況 定員 1 人

項 目	延利用床数	利用率
5年度	262	71. 6%
6年度	268	73. 4%
7年度	246	67. 4%

(4) ショートステイ床の利用状況 (空床利用分)

項 目	延利用床数
5 年度	181
6 年度	380
7年度	99

4 管理経費収支状況 (指定管理者の収支決算の状況)

(単位：円)

項 目	7年度	備考
収入額①	769, 695, 083	介護報酬・委託料等
支出額②	728, 028, 722	人件費・事務費・事業費等
差引(①－②)	41, 666, 361	

以 上

5 東山在宅ケア多機能センター指定管理者運営評価結果について

1 施設名 目黒区立東山在宅ケア多機能センター

目黒区東山3丁目24番6号

2 指定管理者 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団

目黒区上目黒2丁目19番15号

代表者 理事長 鈴木 勝

3 指定期間及び運営評価の対象期間

指定期間 平成31年4月1日から令和11年3月31日まで（10年間）

評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業の概要

31～33ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額

（単位：円）

項目	5年度	6年度	7年度	備考
歳 出	0	0	6,600,000	指定管理料
	7,752,887	5,856,861	6,713,279	本部補助金
合 計	7,752,887	5,856,861	13,313,279	

7 総合評価基準

評価結果	説 明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

(1) 小規模多機能型居宅介護

自己評価	64点：必要な水準に達している
------	-----------------

(2) 認知症対応型通所介護

自己評価	64点：必要な水準に達している
------	-----------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100 点満点換算点）

(1) 小規模多機能型居宅介護

総合評価	66 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

(2) 認知症対応型通所介護

総合評価	62 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

10 評価内訳及び所見

(1) 小規模多機能型居宅介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	17
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	16
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	20
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	20
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	16
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	17
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	19
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	15
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	17
合計		400	262
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		66 点	

所 見	【評価できる点について】 ○施設の社会化をめざし、利用者が地域と交流する機会を積極的に作っている。 ○利用率を維持・向上するために、近隣医療機関やクリニックへの営業活動を継続した。利用者の紹介だけでなく、対応に苦慮しているケースの相談に応じたり、他の適切なサービス（認知デイなど）に繋げるなど、区立施設としての役割を果たした。 ○管理職だけでなく、職員全員が自ら経営的視点をもつよう、介護報酬の仕組みや利用率等、運営に関することを毎月の会議で職員に説明し、意識する機会を作った。 ○登録率は75.7%となり、6年度の71.3%及び目標登録率70%を上回った。また、令和8年1月以降、登録者26人・登録率80%を超えている。 【更なる向上を求める点について】 ○登録率は令和4年度以降、目標登録率70%を上回り、維持し続けている。また、利用者アンケートの満足度も高く、好循環が生まれていると言える。引き続き、登録率の維持及び利用者満足度の向上に努めてほしい。
-----	---

(2) 認知症対応型通所介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	21
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	16
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15

	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管 理 運 営 に関す る 事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	14
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	18
合 計		400	249
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		62 点	

所 見	【評価できる点について】 ○活動内容は利用者の希望をできる限り反映し、歌や体操、レク、トランプ等、利用者の関心を高める活動を展開した。また、年に数回、食事の選択制（A：魚、B：肉など）を取り入れ、利用者に希望・選択の機会を提供した。 ○医療的ケアが必要なため、他のデイサービス等では受入れ困難だった方を受入れた。その際、当該事業所の看護師体制だけでは困難であり、併設する小多機や特養の看護師と連携し受入れた。 ○6 年度は利用率が 48.3%と大幅に低迷した。法人全体で目標利用率を見直したり、職員全体で利用率向上の必要性を認識したりした結果、9 月以降、利用者 26 人以上、利用率 60%前後を推移し、最終的には 55.6%となり、前年度よりも 7.3%向上した。 【更なる向上を求める点について】 ○送迎の運転手が 4 人から 6 人に増員し、1 日 3 人体制となったため、職員の添乗回数も減り、業務の効率化・平準化が図られた。一方で送迎車の老朽化や接触事故などの不安要素も多い。認知デイに必要な不可欠な送迎に対して、不安要素を取り除く取組みが必要である。
-----	--

東山在宅ケア多機能センター事業報告書（概要）

1 施設の概要

施設名	目黒区立東山在宅ケア多機能センター
所在地	目黒区東山3丁目24番6号
事業内容 (条例の規定)	1 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護 2 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護 3 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 4 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 5 在宅ケア多機能センターは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護することができる。

2 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
所在地	目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館7階
代表者	理事長 鈴木 勝
指定期間	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで（10年間）
受任業務	1 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護の提供に関する業務 2 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務 3 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務 4 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務 5 老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護する業務 6 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務 7 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

3 管理業務の実施状況

(1) 小規模多機能型居宅介護（定員 29 人）

項目	開所日数	月平均契約者数
5 年度	3 6 6	2 3. 8
6 年度	3 6 5	2 1. 9
7 年度	3 6 5	2 2. 0

ア 通いサービス（定員：1 日につき 18 人）

項目	延利用者数	1 日平均利用者数	利用率
5 年度	5, 4 2 1	1 4. 8	8 2. 2 %
6 年度	5, 0 8 1	1 3. 9	7 7. 2 %
7 年度	5, 2 5 6	1 4. 4	8 0. 0 %

イ 宿泊サービス（定員：1 日につき 7 人）

項目	延利用床数	延利用可能床数	利用率
5 年度	2, 3 7 1	2, 5 6 2	9 2. 9 %
6 年度	2, 0 9 9	2, 5 5 5	8 2. 9 %
7 年度	2, 1 0 8	2, 5 5 5	8 2. 9 %

ウ 訪問（随時）

項目	利用者数	延利用者数
5 年度	1 8 1	2, 8 5 4
6 年度	1 8 8	2, 7 7 5
7 年度	1 5 3	3, 0 0 4

(2) 認知症対応型通所介護（定員 12 人）

項目	開所日数	月平均契約者数	延利用者数	1 日平均利用者数
5 年度	3 6 6	2 6. 2	2, 5 5 3	7. 0
6 年度	3 6 5	2 3. 7	2, 1 1 9	5. 8
7 年度	3 6 5	2 7. 8	2, 4 3 5	6. 7

※ 東山在宅ケア多機能センターは、東山高齢者在宅サービスセンターを転用し、平成 29 年 3 月に開設した。

4 管理経費収支状況（指定管理者の収支決算の状況）

(1) 小規模多機能型居宅介護

（単位：円）

項目	7 年度	備考
収入額①	92,789,656	介護報酬・利用料等
支出額②	76,127,065	人件費・事務費・事業費等
差引（①－②）	16,662,591	

(2) 認知症対応型通所介護

（単位：円）

項目	7 年度	備考
収入額①	42,771,698	介護報酬・利用料等
支出額②	51,702,894	人件費・事務費・事業費等
差引（①－②）	△ 8,931,196	

以 上

6 高齢者センター指定管理者運営評価結果について

- 1 施設名 目黒区高齢者センター
目黒区目黒一丁目25番26号
- 2 指定管理者 社会福祉法人 奉優会
世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル
代表者 理事長 香取 寛

3 指定期間及び運営評価の対象期間

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業報告書の概要

37～40ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額 （単位：円）

項目	5年度	6年度	7年度	備考
歳出	42,779,851	44,095,008	46,054,384	指定管理料

7 総合評価基準

評価結果	説明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

自己評価	78点：必要な水準を超えている
------	-----------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100点満点換算点）

総合評価	76点：必要な水準を超えている
------	-----------------

10 評価内訳及び所見

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	20
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	20
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	19
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	20
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	20
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	20
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 施設設置目的に則った事業実施ができていないか	25	20
	8 平等な利用を確保する取組ができていないか	25	20
	9 施設の利用を促す取組ができていないか	25	20
	10 全ての利用者に対して支援・配慮を持って対応しているか	25	20
	11 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	12 施設の業務の標準化はされているか	25	17
	13 苦情対応は適切にされているか	25	18
Ⅲ 管理運営に関する事項	14 施設の維持管理は適切にされているか	25	17
	15 区立施設としての役割を果たしているか	25	19
合計		375	285
総合（評価委員会）評価点（100点満点換算点）		76点	

所 見	【評価できる点について】 ○多種多様な魅力ある活動やイベントを開催し、利用率の向上に向けた努力を積み重ねている。 ○日頃から健康相談、生活相談の実施を通じて、必要な方に地域包括支援センター等での区民サービスの活用を紹介し、多職種（保健師、運動指導員、社会福祉士等）による支援体制を整えている。また、利用者ニーズを反映させた講座を開催し、より多くの方が参加できるようハイブリッド型講座で開催や対面、オンラ
-----	--

	インで講座開催を継続している。 ○ふれあい館まつりでは演奏者を募集したり、近隣の中学校・高等学校吹奏楽部の演奏会や近隣の小学校と世代間交流（ミニ運動会等）を行う等、地域との関係づくりに向け取り組んでいる。 ○リスクマネジメント会議を毎月開催し、対応の振り返りや再発防止策について話し合いを行い、日頃より職員で共有し徹底したリスクマネジメントを実践している。緊急時におけるスタッフによる迅速な緊急処置（心肺蘇生・緊急搬送：心停止 1 件、体調不良 2 件）の連携対応の功績が認められ、令和 8 年 2 月 16 日に東京消防庁消防総監より特別感謝状が贈呈された。常に不測の事態を想定した備えと、高い危機管理意識をもって日々の業務に邁進している。 【更なる向上を求める点について】 ○利用者アンケート結果から、「施設の職員について／職員の対応全体について」で「良い」の回答が前年度（69.3%）から 3.3 ポイント増加し 72.6%となり、高齢者センターの総合満足度では前年度（46.6%）から 20.1 ポイント増加した 66.7%となった。センターの運営がさらに向上するための取り組みを検討し、利用者の総合満足度を上げていく必要がある。
--	---

高齢者センター事業報告書(概要)

1 施設の概要

施設名	目黒区高齢者センター
所在地	目黒区目黒一丁目25番26号
事業内容 (条例の規定)	1 高齢者の生活等に関する相談を行うこと。 2 高齢者の生活等に関する図書その他の資料を収集し、利用に供すること。 3 レクリエーションを実施すること。 4 講座及び講演会等を実施すること。 5 高齢者及び高齢者の団体相互の交流の機会及び場を提供すること。 6 機能回復訓練を実施すること。 7 老人クラブに対する指導及び援助を行うこと。 8 この施設の施設（以下「施設」という。）を利用に供すること。 9 施設の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務 10 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

2 指定管理者の概要

団体名	社会福祉法人 奉優会
所在地	世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル
代表者	理事長 香取 寛
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
受任業務	1 高齢者の生活等に関する相談を行うこと。 2 高齢者の生活等に関する図書その他の資料を収集し、利用に供すること。 3 レクリエーションを実施すること。 4 講座及び講演会等を実施すること。 5 高齢者及び高齢者の団体相互の交流の機会及び場を提供すること。 6 機能回復訓練を実施すること。 7 老人クラブに対する指導及び援助を行うこと。 8 この施設の施設（以下「施設」という。）を利用に供すること。 9 施設の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務 10 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

3 管理業務の実施状況（事業・行事等の実施状況、施設の利用状況、施設管理の状況など）

(1) 施設利用人数 ※（ ）内は新規利用登録者数

項目	延利用者数
5年度	61,918(456)
6年度	88,507(461)
7年度	101,145(215)

(2) 事業内容

① 介護予防・認知症予防・健康づくり・フレイル予防事業（体操、筋トレ・体力向上教室等）

項目	開催回数	延利用者数
5年度	134	3,687
6年度	227	6,143
7年度	257	7,420

② 趣味・教養事業（おりがみ、歌声教室、パソコン講座等）

項目	開催回数	延利用者数
5年度	244	4,808
6年度	259	5,077
7年度	323	6,210

③ オンライン事業（オンライン相談会、トリム体操、脳活等）

項目	開催回数	延利用者数
5年度	318	1,363
6年度	607	1,654
7年度	976	1,950

④ 交流事業（納涼祭、田道小学校との交流、ふれあい館まつり等）

項目	開催回数	延利用者数
5年度	34	2,040
6年度	42	2,186
7年度	71	2,836

⑤ ハイブリッド事業（令和3年12月から開始）

（上記①、②、③からハイブリッド講座を抽出したもの）

項目	開催回数	延利用者数
5年度	122	3,905
6年度	173	6,192
7年度	211	7,855

⑥ 施設提供事業

ア 施設開放事業（カラオケ、囲碁等）

項目	延利用者数
5年度	18, 088
6年度	34, 327
7年度	43, 207

イ 入浴開放事業（一般浴）

項目	延利用者数
5年度	9, 330
6年度	9, 570
7年度	9, 737

⑦ 相談事業

ア 健康相談（血圧、疾病、栄養相談等）

項目	相談日数	延利用者数
5年度	174	1, 957
6年度	207	3, 271
7年度	211	3, 290

イ 生活相談（センター利用、生活全般相談等）

項目	相談日数	延利用者数
5年度	293	624
6年度	293	744
7年度	293	791

(3) 委員会活動

① 運営委員会

項目	開催回数	延参加人数
5年度	1	13
6年度	1	15
7年度	1	15

② 利用者懇談会

項目	開催回数	延参加人数
5年度	1	17
6年度	2	16
7年度	2	18

4 管理経費収支状況

(単位：円)

項目	7 年度	備考
収入額①	47, 127, 791	委託料等
支出額②	43, 355, 064	人件費・事務費・事業費等
差引 (①－②)	3, 772, 727	

以 上

7 田道在宅ケア多機能センター指定管理者運営評価結果について

- 1 施設名 目黒区立田道在宅ケア多機能センター
目黒区目黒1丁目25番26号
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人 ほっとステーション
新宿区百人町3-28-5 グランドヒルズA101
代表者 代表理事 高城 由美子

3 指定期間及び運営評価の対象期間

指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年）

評価対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 運営評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

5 事業の概要

45～47ページ「事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る区の歳出決算額

（単位：円）

項目	5年度	6年度	7年度	備考
歳出	0	0	6,600,000	指定管理料

7 総合評価基準

評価結果	説明
100点～80点	十分水準を超えている
79点～70点	必要な水準を超えている
69点～60点	必要な水準に達している
59点～50点	水準に達していない
49点以下	水準をかなり下回っている

8 指定管理者の自己評価結果（100点満点換算点）

(1) 小規模多機能型居宅介護

自己評価	70点：必要な水準を超えている
------	-----------------

(2) 認知症対応型通所介護

自己評価	76点：必要な水準を超えている
------	-----------------

9 総合（評価委員会）評価結果（100 点満点換算点）

(1) 小規模多機能型居宅介護

総合評価	65 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

(2) 認知症対応型通所介護

総合評価	64 点 : 必要な水準に達している
------	--------------------

10 評価内訳及び所見

(1) 小規模多機能型居宅介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	15
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	19
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	18
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	19
	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	20
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	18
合計		400	259
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		65 点	

所 見	【評価できる点について】 ○健康管理に向けたきめ細かな対応、丁寧な支援を展開している。 ○田道ふれあい館等で実施されている地域イベントへ積極的に参加し、地域住民との交流を深めるとともに、ボランティアの受入れや地域包括支援センターへの営業活動にも取り組んでいる。これらの取組により施設の認知度が向上し、地域住民の間でも施設に関する話題が挙がるなど、着実に地域との関係性が構築されている。こうした取組の効果もあり、利用率は前年度の58.6%から66.7%へと大幅に向上した。 ○引き続き、利用者・利用者家族アンケートの回収率は100%を維持しており、全員が総合評価において「大変満足」又は「満足」と回答している点は高く評価できる。また、個別項目の評価や自由記述欄の内容からも、利用者及び利用者家族に寄り添ったサービスが提供されていることが伺える。 【更なる向上を求める点について】 ○これまで事業所において、大きな事故が発生していない点は評価できるが、ヒヤリハット事例については、施設全体での集約・共有が十分とはいえない状況にある。今後は、事例を一元的に管理し、全職員が共有・活用できる仕組みを構築していく必要がある。
-----	---

(2) 認知症対応型通所介護

評 価 項 目		配点	総合評価
Ⅰ 経営能力に関する事項	1 施設長等はリーダーシップを発揮しているか、意思決定のプロセスは適切か	25	17
	2 施設を取り巻く環境を把握した上で計画を策定し実施しているか	25	15
	3 経営における社会的責任（権利擁護や地域貢献）を果たすよう取り組んでいるか	25	15
	4 リスクマネジメントに取り組んでいるか	25	15
	5 職員と組織の能力向上に取り組んでいるか	25	15
	6 施設の重要課題に対する組織的な活動を行っているか	25	15
Ⅱ サービスの実施に関する事項	7 利用希望者等にサービス情報の提供は適切にされているか	25	15
	8 サービスの開始・終了時の対応は適切にされているか	25	15
	9 個別状況に応じた計画策定・記録は適切にされているか	25	15
	10 利用者サービスは適切にされているか	25	20

	11 利用者家族との連携は適切にされているか	25	15
	12 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重を徹底しているか	25	15
	13 施設の業務の標準化はされているか	25	15
	14 苦情対応は適切にされているか	25	15
Ⅲ 管理運営に関する事項	15 施設の維持管理は適切にされているか	25	17
	16 区立施設としての役割を果たしているか	25	21
合計		400	255
総合（評価委員会）評価点（100 点満点換算点）		64 点	

所 見	【評価できる点について】 ○利用者・利用者家族アンケートにおいて、総合評価で「大変満足」又は「満足」と回答した割合が94%となっており、引き続き高い満足度を維持している。自由意見欄においても、利用者家族からの好意的な意見や感謝の言葉が多く見られ、利用者及び利用者家族に寄り添った、きめ細やかなサービスが提供されていることが伺える。 ○認知症対応型通所介護においては、看護師の配置は必須ではないが、当施設では看護師を配置しているため、気管切開や胃瘻など医療的ケアを必要とする利用者も受け入れることができ、区立施設としての役割を適切に果たしている。 【更なる向上を求める点について】 ○目標利用率については、70%以上を掲げていたが53%にとどまり、前年度の47%からは増加しているものの、目標には達していない状況である。要介護度4・5の利用者が半数程度を占めており、入院やショートステイの利用、体調不良による急な欠席などにより、利用率の伸びが限定的となっている側面もあると考えられる。こうした状況も踏まえつつ、引き続き、居宅介護支援事業所への働きかけや新たな手法の活用を通じて、新規利用者の獲得に努める必要がある。
-----	---

田道在宅ケア多機能センター事業報告書（概要）

1 施設の概要

施 設 名	目黒区立田道在宅ケア多機能センター
所 在 地	目黒区目黒1丁目25番26号
事 業 内 容 (条例の規定)	1 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護 2 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護 3 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 4 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 5 在宅ケア多機能センターは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護することができる。

2 指定管理者の概要

団 体 名	特定非営利活動法人 ほっとステーション
所 在 地	新宿区百人町3-28-5 グランドヒルズA101
代 表 者	代表理事 高城 由美子
指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年）
受 任 業 務	1 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護の提供に関する業務 2 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務 3 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務 4 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務 5 老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護する業務 6 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務 7 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

3 管理業務の実施状況

(1) 小規模多機能型居宅介護（定員 25 人）

項目	開所日数	月平均契約者数
5 年度	3 6 6	1 2. 2
6 年度	3 6 5	1 6. 3
7 年度	3 6 5	1 7. 3

ア 通いサービス（定員：1 日につき 15 人）

項目	延利用者数	1 日平均利用者数	利用率
5 年度	2, 0 4 1	5. 6	3 7. 2 %
6 年度	2, 4 1 7	6. 6	4 4. 1 %
7 年度	2, 9 3 1	8. 0	5 3. 5 %

イ 宿泊サービス（定員：1 日につき 5 人）

項目	延利用床数	延利用可能床数	利用率
5 年度	2 2 7	1, 8 3 0	1 2. 4 %
6 年度	2 0 2	1, 8 2 5	1 1. 1 %
7 年度	2 1 7	1, 8 2 5	1 1. 9 %

ウ 訪問（随時）

項目	利用者数	延利用者数
5 年度	6 3	1, 0 8 3
6 年度	5 3	1, 0 1 8
7 年度	5 9	1, 1 3 9

(2) 認知症対応型通所介護（定員 12 人）

項目	開所日数	契約者数	延利用者数	1 日平均利用者数
5 年度	3 6 6	1 9 8	1, 8 0 9	5. 0
6 年度	3 6 5	2 5 0	2, 0 4 3	5. 7
7 年度	3 6 5	2 6 4	2, 2 8 2	6. 4

4 管理経費収支状況（指定管理者の収支決算の状況）

(1) 小規模多機能型居宅介護

（単位：円）

項 目	7 年度	備考
収入額①	49,863,692	介護報酬・利用料等
支出額②	43,658,274	人件費・事務費・事業費等
差引（①－②）	6,205,418	

(2) 認知症対応型通所介護

（単位：円）

項 目	7 年度	備考
収入額①	38,923,936	介護報酬・利用料等
支出額②	36,287,954	人件費・事務費・事業費等
差引（①－②）	2,635,982	

以 上

(別 表)

健康福祉部指定管理者運営評価委員会

職	氏 名	備 考
委員長	岩崎 香	有識者
副委員長	保坂 春樹	健康福祉部長
委 員	長友 祐三	有識者
委 員	仁科 健治	有識者
委 員	関田 まいこ	健康福祉計画課長
委 員	橋川 久美子	福祉総合課長

以 上